3　法第七条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、国内において人的役務の提供を主たる内容とする事業で法人税法施行令第百七十九条第二号又は第三号に掲げるものを行う者が受ける当該人的役務の提供に係る対価とする。

4　法第七条第七項において非居住者又は外国法人が支払を受ける同項に規定する第三国団体対象事業所得について所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百七十二条の規定を準用する場合においては、同条第一項第一号中「第百六十一条第一項第十二号イ又はハに掲げる給与又は報酬の額のうち次編第五章の規定の適用を受けない部分」とあるのは、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第七条第五項（事業から生ずる所得に対する所得税又は法人税の非課税等）に規定する第三国団体対象事業所得」と読み替えるものとする。

5　租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号。以下この章において「租税条約等実施特例政令」という。）第二条の二第二項から第四項までの規定は、法第七条第八項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の二第二項から第四項までの規定中「申告不要第三国団体対象配当等」とあるのは、「申告不要第三国団体対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項の表	
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号。
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十四項	第七条第八項
同条第十五項第三号	同条第九項第三号

第三項の表	
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十四項	第七条第八項
第三条の二第十五項第三号	第七条第九項第三号

第四項	
租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第十四項	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第七条第八項

6　租税条約等実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定は、法第七条第十項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第一項から第三項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定利子」とあるのは「特定対象利子」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十六項	第七条第十項
同条第十七項第三号	同条第十一項第三号

第二項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十六項	第七条第十項
第三条の二第十七項第三号	第七条第十一項第三号
第三条の二第十六項に	第七条第十項に

7　租税条約等実施特例政令第二条の三第四項から第六項までの規定は、法第七条第十二項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「特定収益分配」とあるのは「特定対象収益分配」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十八項	第七条第十二項
同条第十九項第四号	同条第十三項第四号

第五項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第十八項	第七条第十二項
第三条の二第十九項第四号	第七条第十三項第四号
第三条の二第十八項に	第七条第十二項に

第六項	

8　租税条約等実施特例政令第二条の三第七項から第九項までの規定は、法第七条第十四項後段の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、租税条約等実施特例政令第二条の三第七項から第九項までの規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」とあるのは「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律」と、「申告不要特定配当等」とあるのは「申告不要特定対象配当等」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第七項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第二十項	第七条第十四項
同条第二十一項第四号	同条第十五項第四号

第八項の表	
租税条約等実施特例法	外国居住者等所得相互免除法
第三条の二第二十項	第七条第十四項
第三条の二第二十一項第四号	第七条第十五項第四号
第三条の二第二十項に	第七条第十四項に

第九項	